

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年8月5日（金）15時00分～15時40分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第2号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和4年第8回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 杉田委員、4番 川名委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 正木 熊ノ田 1535番外4筆、登記地目、現況地目、共に田が 2860 m²、登記地目、現況地目、共に畠が 239 m²、合計 3099 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内正木にお住いの 88 歳の方、譲受人は市内正木にお住いの 58 歳の方、親子です。

事由としては、譲渡人は高齢のため、子へ譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻や野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の 10a 要件については、クリアし

ており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようすでにお詫びいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 大賀 上神田 792 番、登記地目、現況地目、共に畠で 330 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内洲崎の法人です。

転用の事由及び施設は、福利厚生や節税対策の一環として社宅を建て、従業員に貸し出すとのことです。

農地の区分について説明します。この農地はこの農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年10月10日着工、令和5年6月10日完了になっていますので、該当しないと考えられます

よって、「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、社宅を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 資料の3ページから5ページ、整理番号1から17について審議します。
主任主事	それでは、私の方から説明いたします。資料の3ページをご覧ください。
	整理番号1 所在地は、東長田 石神1353番 地目は田で、面積3,840m ² 、使用貸借権の設定です。貸付者は作名にお住まいの方で、借受者も作名の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間で、新規設定です。
	整理番号2 所在地は、国分 広町581番 地目は田で、面積1,557m ² 、使用貸借権の設定です。貸付者は南房総市にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間で、新規設定です。
	整理番号3 所在地は、国分 広町582番 地目は田で、面積1,132m ² 、使用貸借権の設定です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間で、新規設定です。
	整理番号4 所在地は、国分 広町585番 地目は田で、面積3,924

m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は北条の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、大神宮 菅ヶ谷1201番 外3筆 地目は田・畑で、合計面積3,791 m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は大神宮にお住まいの方で、借受者は南房総市の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、亀ヶ原 長生田110番 地目は田で、面積930 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米30 kg、10a当たり32 kgです。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方で、借受者も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和12年11月30日までの8年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、亀ヶ原 長生田141番 外2筆 地目は田で、合計面積3,837 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料は1等米115.2 kg、10a当たり30 kgです。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方で、借受者も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和12年11月30日までの8年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、亀ヶ原 若沼207番 地目は田で、面積2,974 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料は米90 kg、10a当たり30 kgです。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方で、借受者も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和11年6月30日までの6年10ヶ月で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、正木 姫宮283番 外3筆 地目は田・畑で、合計面積1,367 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料は30,000円と米60 kgです。貸付者は那古にお住まいの方で、借受者は亀ヶ原の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和11年12月31日までの7年4ヶ月で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、腰越 松ノ木572番2 外1筆 地目は畠で、合計面積1,070 m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は腰越にお住まいの方で、借受者も腰越の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間で、再設定です。

整理番号11 所在地は、山荻 新多843番 地目は畠で、面積228 m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は湊にお住まいの方で、借受者は山荻の方です。設定の期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、藤原 平砂浦 1401 番 外 2 筆 地目は畠で、合計面積 1,437 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方で、借受者は藤原の方です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、藤原 平砂浦 1395 番 外 1 筆 地目は畠で、面積 958 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は船橋市にお住まいの方で、借受者は藤原の方です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 14 所在地は、大井 大井根 1188 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 697 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、国分広町 578 番 地目は畠で、面積 711 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は横浜市にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、安布里 和田 242 番 外 1 筆、地目は田で、合計面積 6,180 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 3 倔、10a 当たり 29 kg です。貸付者は安布里にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 17 所在地は、安布里 増野谷 755 番 地目は田で、面積 1,959 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 1 倔、10a 当たり 31 kg です。貸付者は大網にお住まいの方で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 5 年間で、再設定です。

以上 17 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件について、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求める

ます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

それでは、資料の7ページから9ページについて、事務局より説明をお願いします。

副主幹

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

また、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進員及び農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行ったうえで、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。とあります。

なお、農地利用最適化交付金について、4月の総会で、一月の活動日数が0日であった推進員等がいた場合には、連帶責任として、市は交付金をもらえないとお話ししましたが、令和4年7月1日に実施要綱の一部が改正され、この内容は削除されました。

また、月ごとの活動日数が平均5日以下である場合は、当該推進委員等に対して交付することができないとありましたが、これも、月当たりの平均活動日数が1日未満である場合は、当該推進委員等に対して交付することができないに改正されました。

それでは、7ページをご覧ください。

I 令和4年4月1日現在の農業委員会の状況について

1 農業委員会の現在の体制です。皆さま方の任期は、令和5年7月19日です。農業委員数は9人。認定農業者は3人で、認定農業者に準ずるものは、中立委員を除いた5人です。

2 農家・農地等の概要については、「2020年農林業センサス」等に基づいた数字となっています。基幹的農業従事者については、前回お配りした数字が参照するデータが違っていましたので、今回訂正します。

8ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標について

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

- ① 現状及び課題については、記載のとおりです。
- ② 目標

農地の集積の目標年度を6年度とし、3年間で集積率を1%引き上げることとします。約15haの増加です。

今年度の新規集積面積は、15haの1/3の5haとします。よって、今年度末の集積率は、20.7%です。

(2) 遊休農地の解消

- ① 現状及び課題については、記載のとおりです。

1号遊休農地とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のことと言います。

緑区分とは、草刈り等により直ちに耕作可能な農地のことを言い、黄区分とは、基盤整備等の実施により再生可能な農地のことと言います。

- ② 目標

ア 既存遊休農地の解消

- a 緑区分の遊休農地の解消については、記載のとおりです。

解消目標面積は、※印にあるように1/5となっていきますので、2.1haとなります。

- b 黄区分の遊休農地の解消面積については、該当ありません。

イ 新規発生遊休農地の解消については、令和4年度は、無記入でよいとのことです。

(3) 新規参入の促進

- ① 現状及び課題については、記載のとおりです。
- ② 目標については、記載のとおりです。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、※印の2にあるように、過去3年度の権利移動面積の平均0.87の1割以上となっていますので、0.09haとします。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数は、千葉県の目標に合わせ、月6日とします。時間数ではなく、日数です。

(2) 活動強化月間の設定目標については、活動強化月間の設定回数を3回とし、10月から11月を農地の集積、11月を新規参入の促進、2月を遊休農地の解消とします。

内容については、記載のとおりです。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、11月に千葉市で行われる千葉県農林水産就業相談会に2人参加してもらう予定です。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、事務局説明のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、ご異議なしと認め、このとおり決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の10ページから11ページ、整理番号1から6について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

それでは、10ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、香城ノ腰303番2 地目は畠で、面積532m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、耕作継続が困難なためとのことです。

整理番号2 所在地は、香祭面393番1外1筆 地目は宅地・その他・畠で、合計面積1566.04m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、年齢的に継続利用が困難なためとのことです。

整理番号3 所在地は、亀ヶ原若沼207番 地目は田で、面積2,974m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、農業者年金に関連して、子に経営継承するためとのことです。

整理番号4 所在地は、正木姫宮283番外3筆 地目は田・畠で、合計面積1,367m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、農業者年金に関連して、子に経営継承するためとのことです。

整理番号5 所在地は、亀ヶ原長生田110番 地目は田で、面積930m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、農

業者年金に関連して、子に経営継承するためとのことです。

整理番号 6 所在地は、亀ヶ原 長生田 141 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,837 m²につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、農業者年金に関連して、子に経営継承するためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、「報告事項第 2 号 農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 12 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 国分 五反田 540 番外 2 筆、登記地目、現況地目、共に田が 4549 m²、登記地目、現況地目、共に畠が 711 m²、合計面積は 5260 m²です。

申出者は神奈川県横浜市にお住まいの方です。

申出理由は、遠隔地に居住しており、耕作できないので売却したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 上野原 天神 422 番、登記地目、現況地目、共に畠で 221 m²です。

申出者は市内上野原にお住まいの方です。

申出理由は、後継者がいなく、今後、耕作する予定がないので売却したいとのことです。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号 1 について、館野地区ですので、井上英雄推進委員と渡邊実千夫農業委員にお願いします。

整理番号 2 について、北条地区であり、推進委員が 1 人ですので、青木一裕推進委員と石井康博農業委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

以上で、第8回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉会

15時40分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

伊田 実保

館山市農業委員会委員

杉田 恒雄

館山市農業委員会委員

川又 泰江

